

社会福祉法人 ひなたぼっこ 事業継続計画（BCP）

第1章

（目的）

第1条 この事業継続（以下「BCP」という。）は、社会福祉法人ひなたぼっこ（以下「法人」という。）の防災規定（以下、防災規定）という。）第6章の規定により、震災などの災害が発生した際に利用者と職員の安全を確保し、継続的に介護サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 利用者と職員の安全を守る。
- (2) 利用者に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 法人理念に基づき、地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

（基本方針9

第2条 前条を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。

区 分	内 容
グループホーム事業所	利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な食事、介護、看護に関するサービスの提供を継続する。
宅幼老所事業所	当日利用者の安全確保を最優先とし、被害を把握して緊急対策を講じた段階で、在宅の独居利用者から安否確認を行う。 必要に応じて「事業所への宿泊あるいは避難所への避難など、安全な場所の確保に努める。 *事業所への避難後は、グループホーム利用者と同様とする。
ケアハウス事業所	利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な食事、介護、看護に関するサービスの提供を継続する。
ライフライン	復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
事業所内環境	事業所建物の被災状況の把握を行い、また、衛生環境の低下を防ぐ。

（適用範囲）

第3条 このBCPは、法人内の事業所に勤務する全職員に適用する。職員は、災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに基づいて行動する。

（BCPの運用体制）

第4条 災害時に利用者及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的で実践的なものとする必要がある。

第5条 従って、法人防災対策本部は、防災対策本部会議でBCPを年に1回見直し及び

災害訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知を図る。

第6条 また、防火管理者および防災責任者と協議し、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるために以下のとおり研修・訓練を行う。

(1) 事業所内訓練

- ① 地震発生時の対処方法
- ② 初期消火活動
- ③ 利用者の安否確認の方法
- ④ 出入り口の確保
- ⑤ 安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ⑥ 応急手当の方法
- ⑦ 夜間を想定した訓練
- ⑧ 緊急時、施設外への伝達方法の確認（電話か徒歩）
- ⑨ 地震災害などに対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

(2) 地域と合同防災訓練

- ① 事業所近隣地域との関係性を強化し、災害時の相互協力体制を確立する。
- ② 各事業所は、町会の防災担当者と連絡先を相互に交換し、災害時の情報を共有する。
- ③ 懲戒の防災計画に則り、防災訓練の日程を事業所の事業計画に明記して、計画的に参加する。

第2章 災害時における組織体制を被害想定

(災害対策本部の設置)

第5条 法人は、諏訪地域で震度6弱以上の地震が発生した場合及び水害などによる大規模な被害が発生した場合、法人本部に「法人災害対策本部」「以下「災害対策本部」とう」を設置する。

震度6弱以上の地震の場合であっても利用者や職員及び建物などに重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなどの緊急の対応が必要な場合にも設置する。ただし、その場合は

本部長（本部長代理）が本部員と協議し設置する。

(災害対策本部員の構成と役割)

第6条 第6条の2の規定に則り設置された災害対策本部の構成及び役割は、以下のとおりとする。

ただし、本部長代理については、職指定により順位を決めてその職位にあるものがつくこととする。

担当	責任者	役割
本部長	森 正明（理事長）	・全体の指揮及び判断 ・災害対策本部の設置

本部長代理	小林勝久（専務）	・ 本部長の保佐及び代行業務
本部員	河西賢治（ケアハウス副所長） 岩波啓太（GH所長） 上嶋めぐみ（宅幼老所所長）	・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 各事業との連絡調整（本部員が各事業所を回って行う） ・ 被災状況に関する情報収集 ・ 職員の被災、参集状況の把握 ・ 事業所間の職員応援調整 ・ 施設、設備等の被災状況の確認、情報収集 ・ ボランティア受け入れ調整 ・ その他庶務

本部長代理順位	職位
第一順位	事務局長
第二順位	CH所長 GH所長 宅幼老所所長

（災害内容の規模及び被害の想定）

第7条 BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下の通りとする。なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適時見直すこととする。

(1) 震災・水害

想定震度	震度7
建物	建物の損壊はなし（一部損傷有）
ライフライン	事業所周辺地域一体3日間停止（電気・水道・ガス）
通信	電話：普通あるいは通話困難 携帯：普通（3日間） PCインターネット：使用不可 携帯メール・使用不可
周辺地域	家屋の一部倒壊有り
交通	混乱により、翌日まで利用困難

(2) 長期停電

長期停電	大型台風により、1ヶ月程度の長期停電が予測される災害
建物	建物の倒壊はなし
ライフライン	電気のみ不通、ガス、水道は影響なし
通信	電話：開通（不通の可能性あり） 携帯：開通 P C：インターネット・使用可能 携帯メール：使用可能
周辺地域	諏訪地域全域の停電
交通	

(3) 感染症

長期停電	緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時（新型コロナウイルス等）
建物	建物の倒壊はなし
ライフライン	電気のみ不通、ガス、水道は影響なし
通信	電話：開通（不通の可能性あり） 携帯：開通 P C：インターネット・使用可能 携帯メール：使用可能
周辺地域	公共施設・病院への入館禁止状態
交通	交通障害なし

（人的被害等の想定）

第8条 前条の想定による人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災の場合

① 職員の状況

- ア) 揺れによる転倒や落下物などによる負傷者が発生する。
- イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。
- ウ) 夜間や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。
- エ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

② 利用者の状況

- ア) 揺れによる転倒や落下物等による負傷者が発生する可能性がある。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。

り) 不穏な精神状態となる可能性がある。

(職員の体制)

第9条 災害発生時における職員体制については、法人防災規定だい 19 条の規定により、震度 6 弱以上の地震が発生したときは、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認した上で所属事業所に参集する。

事業所ごとの参集状況 (毎年更新)

	災害発生後からの経過時間・自宅からの通勤距離						
	～30分	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～24時間	24時間～
事業所名	直線 1 km (圏)	直線 2 km (圏)	直線 6 km (圏)	直線 10 km (圏)	直線 15 km (圏)	直線 20 km (圏)	直 301 km超
災害対策本部員							
CH							
GH							
宅幼老所							
参集人員							

*夜間における参集について、宅幼老所の所長および予備 1 名のみ参集し明朝以降の体制について協議を図ることとする。

第3章 災害時における優先業務

(災害時優先業務)

第10条 災害時においては、利用者と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持時に必要不可欠なサービスを継続して提供する事を優先に取り組む。また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務に等について優先的に実施する。

(1) 発生後 1 時間以内に行う業務など

- ① 発生直後の安全確保
- ② 安全な場所への避難誘導
- ③ 利用者と職員の安否確認
- ④ 事業所の被害状況の確認
- ⑤ 災害対策本部への被災状況報告
- ⑥ 災害対策本部の設置及び第 1 回災害対策会議の実施

(2) 発生後 24 時間以内に行う業務

- ① 備蓄品の使用準備
- ② 今後のサービスの提供方針及び役割分担の確認
- ③ 主な優先業務の具体的実施方法の等の確認
- ④ 利用者家族や関係機関、業者などへの連絡
- (3) 発生後 72 時間以内に行う業務
 - ① 救援物資の受け入れ態勢の確保
 - ② 防災ネットワークへの報告と支援要請
 - ③ ボランティアの受け入れ態勢の確保
 - ④ 福祉避難所としての要求五社の受け入れ準備
 - ⑤ 復旧に向けた取り組み

(縮小・中断する業務)

第11条 災害時において利用者の生命の維持、安全の確保のための縮小・中断しても利用者と職員の生命の維持と安全確保に重大な影響を及ぼさないサービスなどについて縮小・中断する事とする。

なお、災害発生時における業務縮小の基準は、参集職員数に応じて下表のとおりとする。

(震災)

サービス内容	参集職員数		
	夜勤者のみ	夜勤者+宿直者+ α	通常の 50%程度
業務基準	利用者 と 職員の安全確保のみ	生命と安全を確保する最低限の業務	食事・排泄を中心にを行いその他は中止、縮小
食事提供	他の職員が参集するまではなし 備蓄食品の確認	できる範囲で備蓄食料を提供。定時にはこだわらない。	備蓄食料を提供。 ライフラインの復旧に応じて調理
食事介助 口腔ケア	他の職員が参集するまではなし	できる範囲で介助	順次介助
入浴介助 清拭	他の職員が参集するまではなし	入浴なし 失禁など必要性のある利用者から清拭	入浴なし、清拭は適時実施
排泄	必要な利用者の三	おむつ対応などでの回数減	ほぼ通所通り
洗濯	中止	使い捨て出来るものを使用	見通しが出来るまで使い捨て出来るものを使用

夜間体制	いる職員で対応	いる職員で対応	夜間時間の延長、 変則勤務の実施
宅幼老所事業	生命維持、安全重視に努めた日中活動		

(2) 長期停電

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。ただし、1ヶ月以上の停電が見込まれることから各施設において次頁のとおり発電に関する対応を行うこととする。

小型発電機の優先順位となるため、エレベーター、エアコンについては機器の適合等の検査を行い、今後の検討課題としていくこととする。

	発電に関する優先順位
CH	<ul style="list-style-type: none"> ① 冷蔵庫（特に夏季） ② 通信機器の充電 ③ パソコン ④ TV ⑤ 食事機器（レンジ、ポット、炊飯器、卓上IH、カセットコンロ ⑥ 清拭用ホットタオル ⑦ 吸引機 ⑧ 照明機器
GH	<ul style="list-style-type: none"> ① 冷蔵庫（特に夏季） ② 通信機器の充電 ③ パソコン ④ TV ⑤ 食事機器（レンジ、ポット、炊飯器、卓上IH、カセットコンロ ⑥ 清拭用ホットタオル ⑦ 吸引機 ⑧ 照明機器
宅幼老所	<ul style="list-style-type: none"> ① ノートパソコン ② 携帯電話の充電器 ③ 複合機の電源

(4) 感染症

災害時の基本業務は上記震災に準じて行動する。ただし、感染にかかる業務形態については下記の通り運用する。

	感染症からまん延・終息期までの運用
通勤方法	<ul style="list-style-type: none">・出勤前に、自分の体調を自覚し検温など必要な対策をとる。・公共機関を利用しない方法がある場合は、その手段を優先する。・公共機関を利用する場合はマスクの着用を行う。・公共機関を利用する場合は、可能な限り、密集、密接の時間帯を避ける。・出勤時に前進と手指消毒をする。・衣類については、出退勤時と仕事着に分けて対応する。・手指消毒剤を携帯する。・自宅に帰れない職員の宿泊場所の確保（男女別などの配慮有り）を、緊急リスクマネジメント会議または本部事務局・管理者判断にて検討する。
業務中の衛生管理	<p>感染マニュアル及び緊急リスクマネジメント会議による決定事項に則り消毒管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・出勤時と退勤時の消毒、手洗い」うがいの実施・外から室内に入る場合は、入り口で一度手指消毒を行ってから入室し、手洗い、うがいの実施後、再度手指消毒を行う。・衣類については出退勤時と仕事着を分けて対応する。・業務中はマスクを着用する。・1日3回の施設消毒を行う。・定期的に室内の換気を実施する。・状態・状況に応じた標準予防策を徹底する。・諸君が利用者宅を訪問する際は、手指消毒キットを携帯し、入退室時に前進と手指消毒をする。
ケア対応	<p>（高齢者施設）</p> <ul style="list-style-type: none">・一日2回検温を実施する。・風症状についてはかかりつけ医に相談し、健康管理を徹底する。・体調変化を見逃さず、症状がある場合は必ず管理部に報告、相談する。・（発熱、喀痰、発汗、食欲低下、倦怠感、呼吸、意識レベル、脈拍異常、血圧異常、排尿排便異常、その他を見逃さず速やかに対応）・体調異常者は、速やかに個室に対応を原則とする。・職員の体調の管理の徹底、不要不急の外出の自粛、家族の健康状

	<p>態にも最新の注意を怠らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の体調不良時は、管理者に連絡し指示を仰ぐ。自宅療養の場合は、検温、及び新進状態を一定期間報告する。 <p>(感染者がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱、喀痰、発汗、呼吸、意識レベル、脈拍、血圧異常はSPO₂を測定し、症状のある期間は継続する。
--	---

第4章 平常時における備え

(事業所の外部環境)

第12条 法人の各事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。

第13条 (1) 各事業所所在地の震災被害における危険地は下記のとおりである。なお、表中の危険度の数字は1~5の段階で、5になるほど、危険度が高いことを示す。

事業所名	所在	地番分類	東海危険度	火災危険度	総合危険度
CH	原村 18638-1	平地	5	1	3
GH	富士見 11650-1	平地	5	1	3
宅幼老所	富士見 11651-6	平地	5	1	3

(2) 近隣住民との顔の見える関係づくり

(3) 人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民や近隣の介護施設と連携するため、平常時から顔の見える関係づくりを取り組んでいく。(町内会、消防団)

(事業所の安全対策)

第14条 防災規定に基づき、地震動による転倒や移動または落下などの二次的被害を防ぐため、以下の対策を行う。

(1) 落下物、倒壊への対策

- ① 書棚や食器棚などのガラス製のものは割れても飛散しないようにガラス飛散防止フィルムなどで補強を行う。
- ② 机、ロッカー、タンス、冷蔵庫などの電化製品等は、金具などで固定するなど、転倒や移動の防止を図る。
- ③ 照明器具や壁掛け時計などの取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ④ 利用者が日常的に使用するスペースなどには極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。(防災・衛生チェック表にて管理)

(2) 避難経路の確認など

- ① 事業所内の避難経路や消火器の設置場所などについては建物平面図などに記載し、だれもが確認できる場所に張り出しておく。
- ② 利用者の状況に応じた避難方法(徒歩、車椅子)を、職員が確認できるよう周知

を行う。

- ④ 日常的な散歩コースについて、危険箇所及び避難場所の図面を作成、外出時には持参する。

(備蓄品の整備)

第15条 防災規定別紙 3-1 (通常時) 3-2 (長期停電時・長期感染対策時) の備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

- ① 備蓄食料は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する。
ただし、長期停電に伴う食糧備蓄については、3日間の備蓄食料が切れる前に、長期停電の可能性が少しでも疑われた時点で、災害対策本部の運用により、常温での食糧確保を諏訪広域などを通じて調達する。
- ② 期限を過ぎた飲料水は可能な限り、事業所で保管し、生活用水として活用する。
- ③ 日常的に使用する備品については、通常使用分以外に備蓄品を確保し、定期的に変更を行いながら管理する。
- ④ 利用車個別の服薬情報や医療事項を記載した緊急カード(各施設運用のフェイスシート等)を作成し、控えを含め保管する。
- ⑤ 災害発生後、一定期間ごみの収集が行われないと想定し、ごみの一時保管場所についても職員間で検討し、情報を共有する。
- ⑥ リストに記載のない発電機などの使用方法については、訓練などの機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

(訓練の実施、計画の見直し等)

第16条 災害時において、利用者と職員の安全を確保し、BCPで定めた優先業務などを効果的に遂行し、また、より具体的で実践的な内容にするためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務などの内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要である。

そのために、BCPの周知とBCP第4条に記載の訓練を繰り返し行い、その過程で明らかになった課題や対策などについては防災委員会で年に1回見直しを行い、防災対策本部、職員会議でPDCAサイクルを通じてBCPの継続的な改善を行うこととする。